

国立大学法人和歌山大学運営費交付金及び授業料に係る
用途の特定に関する取扱要綱

制 定 平成18年 2月24日
法人和歌山大学規程第 471号
最終改正 平成28年 8月24日

(処理方針)

第1 運営費交付金及び授業料に係る用途の特定については、国立大学法人会計基準によるほか、国立大学法人和歌山大学において以下のとおり取扱うものとする。

(人件費関係)

第2 人件費については、外部資金によるもの及び次のものを除き、他の収入財源に優先して運営費交付金により支払うものとする。

- (1) 文部科学省より基幹運営費交付金（機能強化経費）として配分された予算の執行に要した経費相当額
- (2) 文部科学省より特殊要因運営費交付金として配分された予算の執行に要した経費相当額
- (3) 別途定めた業務達成基準を適用する基幹運営費交付金（機能強化経費以外）の予算執行に要した経費相当額

(物件費関係)

第3 物品購入については、外部資金によるものを除き、他の収入財源に優先して運営費交付金及び授業料により支払って取得するものとする。ただし、運営費交付金の充当については、人件費への充当を優先する。なお、固定資産取得時については、国立大学法人和歌山大学運営費交付金債務等の収益化及び固定資産取得時の会計処理に関する要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1011号）

この改正要綱は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1210号）

この改正要綱は、平成23年9月30日から適用する。

附 則（平成28年8月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1846号）

この改正要綱は、平成28年8月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。